令 和 7 年 度

花　巻　市　予　算

花　巻　市

目　　次

令和７年度花巻市一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

令和７年度花巻市国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・13

令和７年度花巻市後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・19

令和７年度花巻市介護保険特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

令和７年度花巻市公設地方卸売市場事業特別会計予算・・・・・・・・・・・・27

令和７年度花巻市産業団地事業特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・31

令 和 7 年 度

花 巻 市 一 般 会 計 予 算

議案第３０号

令和７年度花巻市一般会計予算

令和７年度花巻市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５８，１７８，６２５千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表　債務負担行為」による。

（地方債）

第４条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表　地方債」による。

（一時借入金）

第５条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、４，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和７年２月２６日提出

花巻市長　上　田　東　一

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　　入

款	項	金　　額
1　市税		千円 12,093,310
	1 市民税	4,890,851
	2 固定資産税	5,983,881
	3 軽自動車税	408,938
	4 市たばこ税	705,995
	5 入湯税	103,645
2　地方譲与税		914,208
	1 地方揮発油譲与税	190,200
	2 自動車重量譲与税	611,900
	3 森林環境譲与税	86,008
	4 航空機燃料譲与税	26,100
3　利子割交付金		3,300
	1 利子割交付金	3,300
4　配当割交付金		23,100
	1 配当割交付金	23,100
5　株式等譲渡所得割交付金		17,500

款	項	金　　額
		千円
	1 株式等譲渡所得割交付金	17,500
6　法人事業税交付金		170,817
	1 法人事業税交付金	170,817
7　地方消費税交付金		2,565,100
	1 地方消費税交付金	2,565,100
8　ゴルフ場利用税交付金		13,200
	1 ゴルフ場利用税交付金	13,200
9　環境性能割交付金		51,700
	1 環境性能割交付金	51,700
10　地方特例交付金		82,700
	1 地方特例交付金	82,700
11　地方交付税		14,710,000
	1 地方交付税	14,710,000
12　交通安全対策特別交付金		11,500
	1 交通安全対策特別交付金	11,500
13　分担金及び負担金		524,242

款	項	金　　額
		千円
	1 分担金	519
	2 負担金	523,723
14　使用料及び手数料		613,780
	1 使用料	470,064
	2 手数料	143,716
15　国庫支出金		8,115,097
	1 国庫負担金	5,462,409
	2 国庫補助金	2,627,196
	3 国庫委託金	25,492
16　県支出金		4,146,652
	1 県負担金	2,020,538
	2 県補助金	1,881,239
	3 県委託金	244,875
17　財産収入		61,511
	1 財産運用収入	41,588
	2 財産売払収入	19,923

款	項	金　　額
18　寄附金		千円 5,000,001
	1 寄附金	5,000,001
19　繰入金		4,134,392
	1 基金繰入金	4,134,392
20　繰越金		1
	1 繰越金	1
21　諸収入		712,614
	1 延滞金加算金及び過料	8,703
	2 市預金利子	1,004
	3 貸付金元利収入	270,375
	4 受託事業収入	9,970
	5 雑入	422,562
22　市債		4,213,900
	1 市債	4,213,900
歳　入　合　計		58,178,625

歳　　出

款	項	金　　額
1 議会費		千円 271,345
	1 議会費	271,345
2 総務費		10,317,000
	1 総務管理費	9,175,607
	2 徴税費	632,529
	3 戸籍住民基本台帳費	275,384
	4 選挙費	125,515
	5 統計調査費	63,556
	6 監査委員費	44,409
3 民生費		17,392,492
	1 社会福祉費	7,955,547
	2 児童福祉費	8,185,306
	3 生活保護費	1,251,632
	4 災害救助費	7
4 衛生費		3,045,644
	1 保健衛生費	2,078,527

款	項	金　　額
		千円
	2 清掃費	967,117
5 労働費		167,469
	1 労働諸費	167,469
6 農林水産業費		3,534,556
	1 農業費	3,343,613
	2 林業費	187,281
	3 水産業費	3,662
7 商工費		1,978,088
	1 商工費	1,978,088
8 土木費		7,174,096
	1 土木管理費	376,248
	2 道路橋梁費	3,906,524
	3 河川費	334,500
	4 都市計画費	2,131,125
	5 住宅費	425,699
9 消防費		2,594,990

款	項	金　　額
		千円
	1 消防費	2,594,990
10 教育費		6,057,603
	1 教育総務費	964,200
	2 小学校費	660,014
	3 中学校費	417,322
	4 幼稚園費	100,085
	5 社会教育費	1,817,129
	6 保健体育費	2,098,853
11 災害復旧費		2,000
	1 農林施設災害復旧費	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		5,603,341
	1 公債費	5,603,341
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		40,000

款	項	金　　額
		千円
	1 予備費	40,000
歳　　出　　合　　計		58,178,625

第２表　繰越明許費

款	項	事　　業　　名	金　額
			千円
９　消防費	１　消防費	消防拠点施設等整備事業	91,697
		消防団施設等整備事業	73,077

第３表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
公用車再リース （令和７年度）	令和７年度から 令和12年度まで	37,000千円
高齢者運転免許返納支援事業補助 （令和７年度）	令和７年度から 令和８年度まで	助成券発行額の範囲内
母子家庭等高等職業訓練促進給付金 （令和７年度）	令和７年度から 令和10年度まで	支給対象期間において 決定した額の範囲内
介護人材確保事業補助 （令和７年度）	令和７年度から 令和12年度まで	奨学資金返還金の２分の１以内
（仮称）花巻市こども計画策定支援業務	令和７年度から 令和８年度まで	6,985千円
資源集団回収団体貸出等用車両購入費	令和７年度から 令和８年度まで	11,445千円
農業近代化資金利子補給 （令和７年度）	令和７年度から 令和21年度まで	融資残高の２．０％以内
ふるさと保育士確保事業補助 （令和７年度）	令和７年度から 令和21年度まで	奨学資金返還金の２分の１以内
ふるさと奨学生定着事業補助 （令和７年度）	令和７年度から 令和21年度まで	奨学資金返還金の２分の１以内
花巻市文化会館大規模改修工事及び工事監理業務	令和７年度から 令和８年度まで	539,913千円
鉛温泉スキー場第２リフト維持整備業務	令和７年度から 令和８年度まで	22,902千円

第４表　地方債

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
	千円			
有線放送整備事業	15,800	普通貸借又は証券発行	４．０％以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率	公的資金及び民間等資金の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
庁舎設備等改修事業	512,000			
集落整備事業	52,900			
振興センター等整備事業	32,700			
避難対策事業	44,000			
社会福祉施設整備事業	31,300			
上水道出資事業	203,100			
衛生施設整備事業	3,600			
農業農村整備事業	191,200			
産業振興事業	202,300			
道路整備事業	1,367,400			
河川整備事業	117,500			
住宅整備事業	81,800			
都市施設整備事業	17,500			
消防防災施設整備事業	926,200			
学校施設整備事業	23,900			
生涯学習施設整備事業	7,400			
文化施設整備事業	350,200			
文化振興事業	10,500			
スポーツ施設整備事業	22,600			
計	4,213,900			

令 和 7 年 度

花 巻 市 国 民 健 康 保 険
特 別 会 計 予 算

議案第３１号

令和７年度花巻市国民健康保険特別会計予算

令和７年度花巻市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８，３７３，５８４千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和７年２月２６日提出

花巻市長　上　田　東　一

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1　国民健康保険税		1,203,898
	1 国民健康保険税	1,203,898
2　使用料及び手数料		750
	1 手数料	750
3　国庫支出金		9,791
	1 国庫補助金	9,791
4　県支出金		6,238,621
	1 県補助金	6,238,620
	2 財政安定化基金交付金	1
5　財産収入		1,389
	1 財産運用収入	1,389
6　繰入金		909,130
	1 他会計繰入金	572,233
	2 基金繰入金	336,897
7　繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金　　額
8　諸収入		千円 10,004
	1 延滞金、加算金及び過料	3,500
	2 預金利子	1
	3 雑入	6,503
歳　　入　　合　　計		8,373,584

歳　　出

款	項	金　　額
1 総務費		千円 123,634
	1 総務管理費	71,240
	2 徴税費	50,365
	3 運営協議会費	546
	4 趣旨普及費	1,483
2 保険給付費		6,146,920
	1 療養諸費	5,290,230
	2 高額療養費	836,290
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	15,000
	5 葬祭諸費	5,100
	6 傷病手当金	100
3 国民健康保険事業費納付金		1,946,055
	1 医療給付費	1,292,380
	2 後期高齢者支援金等	499,153
	3 介護納付金	154,522

款	項	金　　額
4 財政安定化基金拠出金		千円 1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		138,542
	1 特定健康診査等事業費	125,709
	2 保健事業費	12,833
6 基金積立金		1,389
	1 基金積立金	1,389
7 公債費		42
	1 公債費	42
8 諸支出金		7,001
	1 償還金及び還付加算金	7,001
9 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳　出　合　計		8,373,584

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
公用車再リース （令和７年度）	令和７年度から 令和11年度まで	3,000千円

令 和 7 年 度

花 巻 市 後 期 高 齢 者 医 療
特　別　会　計　予　算

議案第３２号

令和７年度花巻市後期高齢者医療特別会計予算

令和７年度花巻市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，５３０，６１４千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和７年２月２６日提出

花巻市長　上　田　東　一

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1　後期高齢者医療保険料		1,041,870
	1 後期高齢者医療保険料	1,041,870
2　使用料及び手数料		180
	1 手数料	180
3　国庫支出金		2,091
	1 国庫補助金	2,091
4　繰入金		1,483,865
	1 一般会計繰入金	1,483,865
5　繰越金		1
	1 繰越金	1
6　諸収入		2,607
	1 延滞金、加算金及び過料	105
	2 償還金及び還付加算金	2,500
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
歳　入　合　計		2,530,614

歳　　出

款	項	金　　額
1 総務費		千円 25,831
	1 総務管理費	11,191
	2 徴収費	14,640
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,501,783
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,501,783
3 諸支出金		2,500
	1 償還金及び還付加算金	2,500
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳　　出　　合　　計		2,530,614

令 和 7 年 度

花 巻 市 介 護 保 険
特 別 会 計 予 算

議案第３３号

令和７年度花巻市介護保険特別会計予算

令和７年度花巻市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１，０８０，１３３千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和７年２月２６日提出

花巻市長　上　田　東　一

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1　保険料		2,086,322
	1 介護保険料	2,086,322
2　使用料及び手数料		250
	1 手数料	250
3　国庫支出金		2,781,509
	1 国庫負担金	1,875,705
	2 国庫補助金	905,804
4　支払基金交付金		2,886,982
	1 支払基金交付金	2,886,982
5　県支出金		1,566,047
	1 県負担金	1,487,147
	2 県補助金	78,900
6　財産運用収入		1,226
	1 財産運用収入	1,226
7　繰入金		1,750,966
	1 一般会計繰入金	1,637,101

款	項	金　　額
		千円
	2 基金繰入金	113,865
8　繰越金		1
	1 繰越金	1
9　諸収入		6,830
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	6,827
歳　　入　　合　　計		11,080,133

歳　　出

款	項	金　　額
1 総務費		千円 180,856
	1 総務管理費	37,290
	2 賦課徴収費	18,759
	3 介護認定審査会費	116,688
	4 趣旨普及費	724
	5 事業計画費	7,395
2 保険給付費		10,354,053
	1 介護サービス費	9,500,400
	2 介護予防サービス費	192,500
	3 諸費	8,653
	4 高額サービス費	252,000
	5 高額医療合算介護サービス費	21,700
	6 特定入所者サービス費	378,800
3 地域支援事業費		530,955
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	311,777
	2 一般介護予防事業費	31,971

款	項	金　　額
		千円
	3 包括的支援事業・任意事業費	185,662
	4 その他諸費	1,545
4 基金積立金		1,226
	1 基金積立金	1,226
5 公債費		42
	1 公債費	42
6 諸支出金		3,001
	1 償還金及び加算金	3,001
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳　出　合　計		11,080,133

令 和 7 年 度

花巻市公設地方卸売市場事業
特　別　会　計　予　算

議案第３４号

令和７年度花巻市公設地方卸売市場事業特別会計予算

令和７年度花巻市の公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４５，７００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

令和７年２月２６日提出

花巻市長　上　田　東　一

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　　入

款	項	金　　額
1　使用料及び手数料		千円 16,666
	1 使用料	16,666
2　繰越金		1
	1 繰越金	1
3　諸収入		25,233
	1 預金利子	1
	2 雑入	25,232
4　市債		3,800
	1 市債	3,800
歳　入　合　計		45,700

歳　　出

款	項	金　　額
1 事業費		千円 31,866
	1 事業費	31,866
2 公債費		13,834
	1 公債費	13,834
歳　　出　　合　　計		45,700

第２表　地方債

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
	千円			
市場事業	3,800	普通貸借又は証券発行	４．０％以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率	公的資金及び民間等資金の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

令 和 7 年 度

花 巻 市 産 業 団 地 事 業
特 別 会 計 予 算

議案第３５号

令和７年度花巻市産業団地事業特別会計予算

令和７年度花巻市の産業団地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，３７４，１４６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

令和７年２月２６日提出

花巻市長　上　田　東　一

歳　　出

款	項	金　　額
1 事業費		千円 1,105,972
	1 事業費	1,105,972
2 公債費		1,924
	1 公債費	1,924
3 諸支出金		266,250
	1 繰出金	266,250
歳　　出　　合　　計		1,374,146

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　　入

款	項	金　　額
1　使用料及び手数料		千円 9
	1 使用料	9
2　財産収入		266,250
	1 財産売払収入	266,250
3　繰入金		371,385
	1 繰入金	371,385
4　繰越金		1
	1 繰越金	1
5　諸収入		1
	1 雑入	1
6　市債		736,500
	1 市債	736,500
歳　入　合　計		1,374,146

第２表　地方債

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
	千円			
産業団地整備事業	736,500	普通貸借又は証券発行	４．０％以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率	公的資金及び民間等資金の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。